

※本紙を愛媛県に提出する必要はありません。自身の受講年度を確認する参考としてください。

相談支援従事者現任研修受講年度の確認票

相談支援専門員として業務を継続するには、初任者研修を修了した翌年度から5年度毎に現任研修を受講する必要があります。

あなたが現任研修を受講しなくてはならない時期をこの票で確認してください。

【確認票記入の手順】

- 1、2ページ目に示している（例1）（例2）及び、受講年度の考えをよく確認してください。
- 2、あなたの相談支援従事者初任者研修の修了証書に記載されている修了年度を、「起点（初任者研修）」欄に記入します。

過去に「障害者ケアマネジメント従事者研修」（H11年度～17年度に実施）を修了した方は、その後の「初任者研修1日研修」（H18年度～23年度まで実施）を修了した年度が「起点（初任者研修）」となります。

- 3、続いて、「起点（初任者研修）」の次の年度を「第1期間 現任研修」の①に記入し、「第3期間」⑤まで順次記入します。
- 4、すでに現任研修を修了している方は、それぞれの修了証書にある修了年度を○で囲んでください。
- 5、現任研修を修了した年度の属する期間中は、再度現任研修を受講する必要がありません。あなたが今後、現任研修を受講する時期を確認してください。

起点 初任者	第1期間 現任研修					第2期間 現任研修					第3期間 現任研修				
	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度

【注意】

- ・基準となるのは、初任者研修の修了年度です。
- ・第1期間・第2期間・第3期間・・・のそれぞれの期間毎に1度受講しないと、相談支援専門員の任用資格が失効します。
- ・既に相談支援専門員の資格が失効している方は、初任者研修を受講する必要があります（現任研修の対象外）。
- ・仮に、1つの期間中に複数回現任研修を修了していても、次の期間は改めて受講する必要があります。

□平成26年度に初任者研修(旧カリキュラム)を修了したパターン（例1）

起点	第1期間					第2期間					第3期間				
初任者 研修修 了	この間に現任研修を1回以上修了					この間に現任研修を1回以上修了					この間に現任研修を1回以上修了				
H26 年度	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R1	R1
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度

- ↑
・現任研修修了
- ↑
・新カリキュラムスタート
- ↑
・新カリキュラムになって初めての現任研修なので、実務経験がなくても受講可能（経過措置、R6年度まで）
- ↑
・新カリキュラムになって2回目以降の現任研修なのでこの期間に受講するためには実務経験※3が必要

□令和2年度に初任者研修（新カリキュラム）を修了したパターン（例2）

起点	第1期間					第2期間					第3期間				
初任者 研修修 了	この間に現任研修を1回以上修了					この間に現任研修を1回以上修了					この間に現任研修を1回以上修了				
R2 年度	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度

- ↑
・新カリキュラムでの初任者研修修了なので、1回目の現任研修には実務経験が必要（受講年度の考えに記載）
- ↑
・2回目以降の現任研修にも実務経験が必要（※3）

□受講年度の考え

(1) 新カリキュラム（※1）初任者研修修了後、初回の現任研修受講にあたっては必ず（※3①）の要件を満たす必要があります。ただし、2回目以降の現任研修受講にあたっては、（※3①又は②）に該当することが受講要件となります。

(2) 経過措置（旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による）

経過措置期間中、旧カリキュラム（※2）研修修了者が新カリキュラム（※1）の現任研修を初回受講する際（※3①又は②）の要件を満たしていなくても受講が可能です。ただし、この経過措置は令和6年度の研修で終了となりますのでご注意ください。

※1 新カリキュラム（令和2年4月1日以降の研修）

※2 旧カリキュラム（令和元年度までの研修）

※3 現任研修受講に係る実務経験要件

①過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。

②現に相談支援業務に従事している。